

県議会

費用弁償の廃止検討

政調費 領収書公開も調整

県議会の主要会派は13日までに、議会や委員会に出席する際の交通費などをとして議員に支払われる「費用弁償」の制度を廃止し実費支給とする方向で検討に入った。都道

府県が宿泊費相当分も含め費用弁償を廃止するのは全国で初めてとみられる。また東京都の目黒、品川両区議会でも不正支出が問題となった政務調査費の領収書公開についても、近く改革検討委員会を設ける方針だ。

また政務調査費は議員活動として調査・研究するための経費で、議員に対し、月53万円が支給されている。各会派ごとに管理しているが、収支報告書には領収書の添付が義務づけられていない。義務道は県民に公表されていまい。用途が不透明との批判もあり、共産党県議団などは自主的に領収書を公開している。

費用弁償は交通費と諸経費として議員1人当たり月額1万2000〜1万4500円が支払われている。しかし、徒歩で県庁に通える議員にも支給されているとの批判もあり、中村省司県議会議